

## (用語に関する補足説明)

### ○ 法人二税

法人事業税及び法人県民税を指す。

### ○ 地方法人特別譲与税

平成20年度の税制改正により、地域間の税源偏在の是正に対応するため、税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離して創設されたもの。各都道府県において賦課徴収して国に払い込まれる地方法人特別税（国税）の収入額を人口及び従業者数の基準で按分した額が、国から各都道府県に地方法人特別譲与税として譲与されていたもので、令和2年2月譲与分をもって廃止された。

なお、令和元年度の税制改正により、地方法人課税の偏在是正の一環として、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の廃止にあわせて特別法人事業税及び特別法人事業譲与税が創設された。

### ○ 地方消費税率の引上げ

平成26年4月から消費税率（国・地方）が5%から8%に引き上げられ、地方消費税についても消費税率換算で1%から1.7%に引き上げられた。さらに、令和元年10月から消費税率（国・地方）が8%から10%に引き上げられ、地方消費税についても消費税率換算で1.7%から2.2%に引き上げられた。

なお、地方消費税収のうち税率引上げ分は、社会保障施策に要する経費に充てるものとされている。

### ○ 地方消費税の清算

地方消費税は法人・個人の住所地（譲渡割）や、保税地域（港湾等）の所在地（貨物割）の都道府県にいったん納付されるが、税の最終負担者（消費者）が消費を行った都道府県に税収を帰属させるため、小売年間販売額等の消費に関連した基準により、47都道府県間で清算を行っている。

### ○ 市町村交付金

地方税法の規定により、県民税利子割、配当割、株式等譲渡所得割、地方消費税、自動車取得税（令和元年9月で廃止）、自動車税環境性能割（令和元年10月に導入）、ゴルフ場利用税については、都道府県が徴収した税収の一定割合を市町村に交付することとされている。

### ○ 水と緑の森づくり税

とやまの森を県民全体で守り育てるため、平成19年4月に導入、県民税の均等割の税率に一定額を上乗せして課税している。税率は、平成29年4月から個人が500円／年、法人が資本金等の額に応じ1,000円～100,000円／年となっている。

### ○ 現年課税分

納税義務者が納入すべき税額のうち、当該年度に賦課決定等がなされた分。これに対し、納税義務者が納入すべき税額のうち、前年度の収入未済額であった分を「滞納繰越分」という。

### ○ 収入未済額

当該年度に納税義務者が納入すべき税額のうち、出納閉鎖期日（5月31日）までに納入されなかった額。

### ○ 収入率

当該年度に納税義務者が納入すべき税額に対して、実際に納入された金額の割合。

### ○ 特別徴収

税金の徴収について便宜を有する者（例：給与を支払う給与支払者）がこれを徴収し、その徴収した税金を納めること。これに対し、納税通知書を納税者に交付することによって税金を徴収することを「普通徴収」という。（例：個人住民税の特別徴収：地方税法第321条の3、第328条の4）

### ○ 共同徴収

希望する市町村に県の税務職員を派遣し、個人住民税を中心とした滞納案件について、財産調査や滞納処分についての助言、市町村税務職員との共同による財産調査や差押え等の滞納処分などを行うもの。